

## 5. その他の制度概要

### ▶ 中小企業機械類貸与制度

県内の中小企業者等が必要としている機械を公社が割賦販売またはリースを行い、経営の合理化・効率化を支援する事業です。

融 資 対 象 者	県内の中小企業者で、原則1年以上業歴を有し、下記対象業種に属すること。(※一部対象外あり) 対象業種：製造業、建設業、鉱業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食業、サービス業。
制 度 の 特 徴	<p><b>低金利・長期</b> 低利・長期の返済期間で毎月の支払い負担額が軽減されます。</p> <p><b>無担保・資金調達力の確保</b> 原則無担保です。不動産担保・信用保証協会の保証・保証料が不要です。そのため、今後の資金調達に余力を持つことができます。</p> <p><b>元金据置</b> 据置期間は・1年・6か月・据置なしから選択できます。</p>
貸 与 条 件	<p><b>貸与金額</b> 300万円～8,000万円(特別な場合1億円まで)</p> <p><b>対象設備</b> 新品が対象</p> <p><b>利率(固定)</b> ・割賦販売：1.7%～2.1%(財務状況に応じて決定) ・リース：別途確認</p> <p><b>貸与期間</b> ・割賦販売：10年以内 ・リース：3～10年</p> <p><b>保証金</b> ・割賦販売：契約金額の5% ・リース：不要</p> <p><b>保証人</b> ・個人：原則として1名以上 ・法人企業：原則として代表者のみ</p>
お申し込み・お問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 経営支援部経営支援課 TEL.(098)859-6237

### ▶ 中小企業高度化資金

集団化、共同化、協業化等中小企業者が共同で行う事業に対して、コンサルタント及び資金の両面から助成する制度です。

融 資 対 象 者	協同組合、振興組合、中小企業者 等
資 金 使 途	貸付対象事業の実施(リニューアルを実施する場合を含む)に必要な土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸 付 条 件	<p><b>貸付額</b> 原則として対象資金の80%以内</p> <p><b>貸付期間</b> 20年以内(うち据置期間は3年以内)</p> <p><b>利率(固定)</b> 0.4%</p> <p><b>担保</b> 不動産担保等</p> <p><b>連帯保証人</b> 組合役員等の連帯保証</p>
受 付 期 間	事前に事業計画について、診断・助言等を行いますので、原則として事業を実施する前々年度で随時受付
お申し込み・お問い合わせ先	沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班 TEL.(098)866-2343

### ▶ 経営コンサルタント派遣制度(創業者等支援診断助言事業)

どんな制度なの?

**1**



あなたのお店・会社に  
頼れる専門家が!

**2**

普段考えている事や悩みを  
話すだけ!(2h×3回程度)  
課題が整理されて  
やるべきことが明確に!

**費用・手間はかかりません!**

**派遣費用は無料!**



**資料を作る必要なし!**



**出かける必要なし!**



**3**

**業績向上!**  
**効率向上!**



さっそく実行!  
経営改善の第1歩を  
踏み出そう!  
(派遣枠には限りがあります)

お申し込み・お問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL.(098)866-2343 FAX.098-861-4661

Mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

創業者助言 沖縄県